

総社市告示第23号

総社市住宅新築助成金交付要綱（平成30年総社市告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>助成対象区域</u>における住宅の新築に要する費用に対し、総社市住宅新築助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、子育て世帯の住宅新築の支援、定住人口の増加促進及び市内建設業者等の振興を図るため、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>助成対象区域</u> <u>総社市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成した計画をいう。）に定める居住誘導区域をいう。</u></p> <p>(3) <u>新築</u> <u>新たな住宅を建築することをいう。</u></p> <p>(4) <u>定住</u> <u>新築住宅の所在地を住所地として5年を超える期間継続して住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市内</u>における住宅の新築に要する費用に対し、総社市住宅新築助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、子育て世帯の住宅新築の支援、<u>市内の</u>定住人口の増加促進及び市内建設業者等の振興を図るため、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定住</u> <u>本市を住所地として5年を超える期間継続して住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>空き家除却</u> 同一場所に新築するため、居住の用に供しなくなつてから6月以上が経過した住宅(昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。)又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等を<u>除却</u>することをいう。</p> <p>(6) 契約日 <u>新築又は空き家除却</u>に係る工事請負契約を締結した日のうちいずれか早い日をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 市内解体業者 市内に本社、本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、建設業法別表第1に規定する土木一式工事、建築一式工事、若しくは解体工事の許可を受けているもの(令和元年5月31日まではとび・土工・コンクリート工事の許可を受けているものを含む。)又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する解体工事業者として登録されているものをいう。 (助成対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象者は、定住する目的で<u>助成対象区域に新築する者</u>であつて、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(助成金の請求)</p> <p>第10条 <u>前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者</u>(以下「<u>助成決定者</u>」という。)は、<u>同条の規定による決定通知を受けたときは</u>、総社市住宅新築助成金請求書により、助成金を請求するものとする。 (交付決定の取消等)</p> <p>第11条 市長は、<u>助成決定者が</u>、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、助成金の交付決定を取り消し、既に交</p>	<p>(3) <u>新築</u> <u>新たな住宅を建築することをいう。</u></p> <p>(4) <u>空き家除去</u> 同一場所に新築するため、居住の用に供しなくなつてから6月以上が経過した住宅(昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。)又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等を<u>除去</u>することをいう。</p> <p>(5) 契約日 <u>新築又は空き家除去</u>に係る工事請負契約を締結した日のうちいずれか早い日をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 市内解体業者 市内に本社、本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、建設業法別表第1に規定する土木一式工事、建築一式工事、若しくは解体工事の許可を受けているもの(平成31年5月31日まではとび・土工・コンクリート工事の許可を受けているものを含む。)又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する解体工事業者として登録されているものをいう。 (助成対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象者は、定住する目的で<u>新築し</u>、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>総社市定住促進条例(平成26年総社市条例第33号)第3条第1号に規定する新築助成又は同条第2号に規定する生活環境整備助成を受けないこと。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(助成金の請求)</p> <p>第10条 助成決定者は、<u>前条の規定による決定通知を受けたときは</u>、総社市住宅新築助成金請求書により、助成金を請求するものとする。 (交付決定の取消等)</p> <p>第11条 市長は、<u>助成金の交付決定を受けた者</u>(以下「<u>助成決定者</u>」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める</p>

改正後			改正前		
付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。			場合を除き、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 助成決定者が <u>定住しなくなったとき又は住宅を取り壊し、貸与し若しくは譲渡したとき。</u>			(2) 助成決定者が <u>助成金の交付決定を受けた日から5年以内に、住所若しくは生活の本拠を当該助成金の交付対象である住宅（以下「住宅」という。）から移したとき又は住宅を取り壊し、貸与し又は譲渡したとき。</u>		
2 略			2 略		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
助成区分	助成額	限度額	助成区分	助成額	限度額
略			略		
空き家除却助成	<u>空き家除却</u> に要する経費	50万円	空き家除却助成	<u>空き家除去</u> に要する経費	50万円
			市街化区域内助成	10万円	—

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市住宅新築助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に助成事業の認定決定をした助成金について適用し、同日前に助成事業の認定決定をした助成金については、なお従前の例による。